

平成20年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成20年6月10日（火曜日）
午前10時08分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告

- 第6 報告第6号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第10号 定期監査報告
- 第11 報告第11号 美唄市土地開発公社の
経営状況説明書提出の件
- 第12 報告第12号 株式会社美唄ハイテク
センターの経営状況説明書提出の件
- 第13 報告第13号 株式会社ベル・カント
の経営状況説明書提出の件
- 第14 報告第14号 繰越明許費繰越計算書
の件（美唄市下水道会計）

- 第15 承認第4号 専決処分の承認を求め
る件（美唄市税条例の一部を改正す
る条例）
- 第16 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件（平成20年度美唄市一般会計補
正予算（第1号））
- 第17 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件（平成20年度美唄市幸甚保険会

計補正予算（第1号）

- 第18 議案第44号 美唄市監査委員条例の
一部改正の件
- 第19 議案第45号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件

- 第20 議案第46号 平成20年度美唄市一般
会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第47号 平成20年度美唄市老人
保健会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第48号 平成20年度美唄市介護
保険会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第49号 平成20年度市立美唄病
院事業会計補正予算（第1号）

- 第24 請願第1号 後期高齢者医療制度の
中止・撤廃を求める請願

◎出席議員（15名）

- | | | | |
|------|-----|-----|---|
| 議 長 | 林 | 国 夫 | 君 |
| 副議長 | 内馬場 | 克 康 | 君 |
| 1 番 | 吉 岡 | 文 子 | 君 |
| 2 番 | 森 川 | 明 | 君 |
| 3 番 | 五 十 | 嵐 聡 | 君 |
| 4 番 | 高 橋 | 幹 夫 | 君 |
| 6 番 | 阿 部 | 義 一 | 君 |
| 7 番 | 長谷川 | 吉 春 | 君 |
| 8 番 | 米 田 | 良 克 | 君 |
| 9 番 | 白 木 | 優 志 | 君 |
| 10 番 | 小 関 | 勝 教 | 君 |
| 11 番 | 土 井 | 敏 興 | 君 |
| 12 番 | 本 郷 | 幸 治 | 君 |
| 13 番 | 紫 藤 | 政 則 | 君 |

15番 谷村孝一君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
副市長	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	岡嶋博文君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	山口隆慶君
市立美唄病院事務局長	奥山隆司君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	小橋一夫君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育長	村上忠雄君
教育部長	安田昌彰君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	山崎一広君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井英昭君
次長	中平匡司君

午前10時08分 開会

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました平成20年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 吉岡文子議員

2番 森川明議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月19日までの10日間とし、うち、6月11日及び6月12日、6月14日及び6月15日、6月17日及び6月18日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報

告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成20年第2回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

平成19年度各会計決算概要について申し上げます。

各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、老人保健会計、下水道会計、土地区画整理事業会計、介護保険会計、介護サービス事業会計は5月30日をもってそれぞれ出納を閉鎖しました。

なお、一般会計におきましては、市税や特別交付税の確保など、収支均衡に向け最大限努めてまいりましたが、財団法人美唄市振興公社清算法人への債務、1億4,056万5,000円の一括返済などにより、結果として1億2,827万9,979円の赤字決算となりました。

今後、収支均衡を図るため、自立推進計画の見直しや財政健全化計画を策定するなど、持続可能な行政運営に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上申し上げまして、報告を終わります。

す。

●議長林 国夫君 次に、日程の第6、報告第6号、例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第10号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第6号ないし報告第10号の以上5件を終わります。

●議長林 国夫君 次に、日程の第11、報告第11号美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第11号を終わります。

●議長林 国夫君 次に、日程の第12、報告第12号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件及び日程の第13、報告第13号株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第12号及び報告第13号の以上2件を終わります。

●議長林 国夫君 次に、日程の第14、報告第14号繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第14号を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第15、承認第4号専決処分の承認を求める件（美唄市税条例の一部を改正する条例）ないし日程の第17、承認第6号専決処分の承認を求める件（平成20年度美唄市老人保健会計補正予算（第1号））の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、承認第4号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る4月30日付けで専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成20年4月30日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、個人住民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び国民健康保険税について必要な改正を行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、個人住民税では、控除対象寄附金の拡大及び地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、平成21年度から個人住民税を公的年金から引き去る特別徴収制度の創設、固定資産税及び都市計画税では、公益社団法人及び公益財団法人が設置する施設について非課税とする規定の整備、国民健康保険税では、新たな後期高齢者支援金等課税額の規定及び基礎課税額、介護納付金課税額の改正規定、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の税率等についての改正など、世帯別平等割額については、特定世帯を新設し、5年間を半額に軽減する規定、さらに国民健康保険税を公的年金から引き去る特別徴収制度に関する規定の整備を行ったもので、附則において施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

平成20年度美唄市一般会計補正予算第1号について、財団法人美唄市振興公社清算法人への債務の一括返済などにより、平成19年度美唄市一般会計の出納閉鎖時において、収支に不足が生じたことから、平成20年度予算を繰り上げて充用したもので、去る5月30日付けで地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号平成20年度老人保健会計補正予算第1号について、平成19年度美唄市老人保健会計出納閉鎖時において、収支に不足が生じたことから、平成20年度予算を繰り上げて充用したもので、去る5月30日付けで地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので、報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより、承認第4号について質疑を行ないます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 承認第4号専決処分の承認を求める件、市税条例の一部を改正する条例について、質疑させていただきたいと思います。質疑の中身は2点にわたります。

1点目は、このたび市税条例改定ということですが、この内容が非常に多岐にわたっております。また同時に、それが直接市民生活に非常に大きな影響を及ぼすという中身なわけです。

内容については市長の方から申し述べられましたので、私は繰り返しませんけれども、そうした非常に重要な内容を持っている条例の改正でありますので、私はこの専決処分ではなく、あくまでもこれらを議会の議決を要する案件としての事件として提案するべきではなかったのではないかと、このように思うわけです。こうした重要な内容を持っている条例改正について、議決を必要とする議案としないで専決処分にしたその理由についてお聞きしたいと思います。

2つ目ですけれども、ただいま市長が申し

述べられたように、この条例改正の中に、いわゆる特別徴収があるわけですね。公的年金からの個人住民税あるいは国民健康保険税そうしたものを年金から天引きするという問題です。

これは、4月15日から始まった後期高齢者医療制度の保険料を年金から天引きするというので、この天引きの問題が全国的にも大変大きな問題になって、今でもまだ多くの国民がその問題については納得できないということでの世論が大きいわけですが、この特別徴収の理由について、なぜそうしたのかですね、天引きをしない方法もあるのではないかと思うわけですが、その理由についてお聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 副市長。

●副市長佐藤昭雄君 ただいまのご質問、答弁準備のためにお時間をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 ただ今の長谷川議員の質疑に対し、理事者より答弁準備をいたしたい旨の申し出がありましたので、30分程度休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時53分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの長谷川議員の質疑に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 長谷川委員の質疑にお答えします。

初めに、専決処分とした理由についてありますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に衆議院で再議決により可決し、同日23時30分に公布され、当日施行となり、一部を除き、平成20年度に適用されることになることから、美唄市税条例について必要な改正を行う為、美唄市税条例の一部改正条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付で専決処分を行ったものであります。

なお、国並びに道からも4月30日付で交付手続きについて確実にを行うよう通知があったところであります。

次に、特別徴収の理由についてですが、従来個人住民税及び国民健康保険税については、金融機関や市町村窓口に出向くなどして納付されていたものを、年金からあらかじめ特別徴収により、自動的に納付がなされることで、年金受給者の納税の利便性の向上と合わせて、市町村においても事務の効率化が図られることができることなどの趣旨から、地方税法が改正されたことによるものです。

●議長林 国夫君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求める件（美唄市税条例の一部を改正する条例）に対する反対討論に参加したいと思います。

今回の条例改正の内容は、個人住民税における寄付金税制の拡充とか、あるいはまた、上場株式などの譲渡と配当の損益配当に対す

る優遇税制の上限とか、そういうさまざまな問題も含まれております。

また、同時にこの改正の部分の中には、公的年金からの個人住民税の特別徴収、国保税の年金からの特別徴収、そうした重大な内容を含んでいる中身なわけです。

こうした重要な中身が専決処分の承認を求めるということで提案されているわけですが、一つひとつの条例を見ても非常に重要な内容を持っているわけです。

これまでこうした条例改正に対して、美唄の場合で言えば、専決処分ということで提案されておりますけれども、ほかの地方議会の中ではこれを議会の議決を要する議件として提案されているわけですね。

美唄では専決処分ということになってしまいますけれども、非常に重要な中身で言えば、こうしたさまざまな改正において、住民負担が大きく変わるという部分は重大な内容も含まれているわけです。

この条例改正によって、実質的に国民健康保険税が大幅に値上げするという問題もあるわけです。

この専決処分という中身で言えば、こうした大きな住民負担が市民に十分知らされないまま専決処分されるということで言えば、住民負担に対し、市民に内容が知らされないまま処分されるということにもつながるわけがあります。

また、もう1つの問題は、年金から天引きされる特別徴収、この条例の中には特別徴収を創設するというもので、今まで市の条例にはかつてなかったことが新しく行なわれるわけがあります。

ただいまの市長の答弁をお聞きしますと、年金から徴収する、こうした特別徴収の理由について、年金受給者の納税の利便性の向上と市町村においても事務の効率化が図られることだというご答弁で述べられているわけですが、私も、年金はあくまで個人の財産なわけです。その財産を本人の承諾もなしに年金から天引きされる、まさにこれは憲法第 25 条に関わる問題だと思うわけです。

こうした安易な方法が果たして市民が自分が納めた税金がどのように使われているのか、ということの自覚に対しても、それが麻痺していく、そういうものにつながっていくものになりかねない内容だと思うわけです。

こうしたことから、この承認第 4 号専決処分の承認を求める件（美唄市税条例の一部を改正する条例）に対して承認しがたいものがあります。以上、申し上げまして反対の討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**承認第 4 号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり承認されました。

これより、承認第 5 号について質疑を行います。

13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 ただいま議題となりま

した承認第 5 号専決処分の承認を求める件（平成 20 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号））について質疑を行いたいと思います。

専決処分の問題につきましては、過去も私何度か本会議場でお尋ねをして、基本的に専決処分のあり方、これについては認識を同じくしているというふうに理解をしているわけですが、このたびの処分について、少しく疑問がございますので、5 点にわたってお尋ねをしたいと思います。

1 点は、この専決処分の根拠と先例についてであります。前年度の繰上充用、なぜ議会を招集せず、市長専決を選択したのか。根拠となる法令、条文もちょっとお読みいただきたいんですが、この事と、美唄市にですね、この繰上充用措置、特別会計もありますし、一般会計もあるわけですが、企業会計もありますけれども、類似する先例の扱いについて、どのように行われてきたのかですね。このところお示してください。

2 点目は、赤字になるなど、07 年度の一般会計の決算が赤字だと、小手先の対応で赤字の調整はできない。これがいつ、いわば明らかになったかですね。年度末で歳入歳出というのは確定をする。歳入は調定を行いますし、歳出は支出負担行為が行われますね、いわば歳入歳出のそれぞれの額が確定する。あとは 4 月、5 月の出納整理期間中に、意思決定したものがどう入るか、こぼれたものですね。そういうことからしますと、3 月末でこの収支見込みというのは立つわけでありま

す。
しかし、その後、要素があった訳でしょう、市長が、これは危ないぞと赤字になるぞとい

う事を、いわば確実視したと。それはいつごろなのかですね。少なくとも3月の予算、1定議論の中では厳しいというお話がありましたけれども、年度当初に繰上充用が予算措置されておりませんでしたから、これは収支で均衡を図ろうということだったかと思えますけれども、おそらく4月以降今日までの間だと思いますが、その時期がいつだったか。

3点目、議会議論でございますが、私は、今回の、先ほど長谷川議員から質疑・討論がありましたけれども、市税条例の問題なんかは、国会は地方のことを全然頭に入れていない。再議決という過去ない国会状況がございましたけれど。地方税法の改正は、それぞれ市町村の市税条例、自治体の条例の改正を伴わなければ、具体的に施行されないわけであります。

自治体の事務が行えないわけでありますから、それがいつの間にかですね、3月末になったり、甚だしい、この4月の年度を迎えるに当たって、さらに4月末になってしまう。国の国会が何を考えているんだと、非常に怒り心頭なわけですがけれども、市町村の事務ということをどう考えているのか。

私は、これらの議論と合わせて、地方自治法の専決の規定というのは、最初にお聞きしたから後でご答弁があるんでしょうから、時間がないということなんです。時間がないからやっちゃったということなんですけれども、その時間があるかないかを勝手に決めないでくださいと、議会と十分協議をして、専決するに当たって、そういったことをしていただきたいですよと、話したら、そうしますと言ったんです。昨年の第4回定例会初日の専決

承認についての質疑に対する、市長のご答弁をこれがどう生かされたか。今回の専決処分にあたりまして、これが3点。

4点目は、特別交付税をこの繰上充用金の財源としたと、このことについてなんですが、1億2,800万円何がしの財源ですね。これ特別交付税に求めました。補正はそうなっています。赤字の補てんというのが特別の財政需要ということになるんですか、特別の財政需要に赤字が出たからって特交要望ができるんですか。

単純にこの補正予算を見ますと、そういうふうになっているわけですが、どんなご認識をもっているのか。5点目、最後であります。なぜ赤字になったのかということですが、これは提案理由の説明も市政報告にあります、一般会計の赤字についての、言わば要因ということが少しく触れています。新聞報道もされました。この美唄市振興公社清算法人への債務を一括払ったとか。こういう事言っている訳ですが、改めてですね、この赤字の要因、そして、それをどのように解消しようとしているのか。以上5点についてご答弁いただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問に順次お答えします。

初めに、このたびの繰上充用に関わる補正予算の専決処分についてであります。繰上充用は地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、会計年度経過後に至って、歳入が歳出に不足した事から、補正予算を編成したものであり、収支不足額は出納整理期間の終わる段階で明確になることから、地方自治

法第179条の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、5月30日に専決処分をさせていただきました。

近年においては老人保健会計の繰上充用の補正予算は専決処分させていただいており、収支不足額が明らかになった時点で、予算計上することが適当と判断しているものであります。

次に、収支不足の時期についてであります。平成19年度決算に向けては、収支均衡を図るため市税、特別交付税、地方債等、歳入の確保に努めてきたところでありますが、結果、4月に入り、収支均衡が難しい決算見込みとなったものでございます。

次に、議会との関係についてであります。この度の専決処分に当たりましては、その対応について、事前に議会に状況を説明し、協議したところであり、今後とも適切に対応してまいります。

次に、繰上充用の財源についてでございます。既に議決いただいております当初予算の執行が始まっており、他の財源は見込めないことから、特別交付税を増額補正し、最大限その確保に努めることとしたところでございます。

最後に赤字の主な要因と解消策等についてでございます。このたびの収支不足は、主に振興公社清算法人への債務整理1億4,000万円によるものと考えており、今後の収支改善策等につきましては、決算統計による分析や、地方交付税の算定を踏まえ、自立支援計画の見直し及び財政健全化計画を策定する中で、明らかにしていくこととしております。

す。

また、平成20年度予算の執行に当たっては、一部経費の執行の抑制、入札執行残の留保、借換債の発行などによる歳出の削減、市税や使用料など、歳入確保などについて取り組むこととしております。

なお、財政状況等については、今後とも広報メロディーや市民説明会等を通して、情報の公開と説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 地方自治法の施行令の条文出しましたね。これは地方自治法に根拠があるんでしょう。専決の根拠というのが。地方自治法の規定の179条でしょう。ここに時間的余裕がないからということでしょう。時間的余裕はあったんじゃないですか。

1つは、4月になって、明らかに収支不足額になるということがわかったんでしょう。繰上充用金というのは、専決をするもんだと思っているんじゃないですか。専決が当たり前だと思っているんじゃないですか。何回も聞いてもあれですから、まとめて言っちゃいますけれど、そうじゃないと私思いますよ。

最初は市長おっしゃった根拠の中にあります施行令166条の2の扱い、これも解説があるんですね。通常の場合は専決だという解説を書いた国の役人もいらっしゃいます。施行令の解釈ですね。私はね、通常じゃないと思いますよ。繰上充用が出てくるということが通常ですよ。当初予算をしっかりしたものであり、議会もしっかり審査をして決め、その後、出てくる補正予算もやろうとする、歳出に対応する財源がどうかということを審査

して議決をするわけです。結果として歳入が不足をしたということあるかもしれません。市税がですね、滞納分が思ったほど入らなくて、新たな滞納が出たとか、補助金が年度内に入るのがずれちゃったとか、おおよそ次年度で過年度収入的なもので入ってくるということで、繰上充用措置するというのが通常の措置ですよ。

違うでしょう。これ、今回の美唄の、それと先例は老人会計でやったと言うけど、この老人会計と比較にならないですよ、老人会計だとか国保だとかですね。これらの例えば、収入が次の年度にずれ込むとかというものは性格が違いますよ。新聞にも出ていたけれども、一般会計が赤字になったというのは、20数年ぶりかだと出ていたでしょう、昭和56年ですね。1981年ですよ、今から27年前になるんですか、年度からいけば26年ですね、この時に1億3,351万7,000円の赤字が出たんですよ。そして、次の年には新たにまた2億1,300万円の赤字が増えた。その次の年は2億4,000万円黒字になった。その次の年はまた6,300円赤字になった。最終的に赤字が消えたのが60年度決算ですよ。ですからこれ、昭和56、57、58、59、60とこれだけかかって、56年、1981年に発生した赤字を解消したというのが、類似の例ですよ。これ専決しましたか。答えてください。

それから、事前に説明して協議したという話ですけども、議長、事前に説明、市長サイドからあったんですか。この中身、議長の方からいろいろ話聞くけど、どうだということと議長の方から話ししたのではないですか。

その辺はあとで議長答えてください。今議会に対してあったと言うんだから、事前に説明して協議したと言ったでしょう。その辺の事実経過を明らかにしてください。

それから、特別交付税は増額要望するということですけど、特交が財源になるんですかって聞いているんです。赤字の対応財源になるんですかと。それに答えてない。

それから、赤字の要因で美唄市の振興公社清算法人の債務を一括返済したと。これは分かっていますよ、この1定で私ども審査したんですから。補正予算、特定財源は何を見ていましたか。退職手当債でしょう。減収補てん債じゃないですか。合わせて2億2、3千万円だったじゃないですか。これを財源対応して、この措置しているんじゃないですか。これが入ってくればこれは赤字の要素になります。

単年度赤字がどうだというのは歳入が、歳出は予算の範囲でやるわけでしょう。歳出が膨らむということあります。補正予算をしないで出すなら別ですけども。赤字の要因とことの説明おかしいです。そう思いませんか。それぞれお答えいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●桜井道夫市長 56年当時ですね、私も財政にいた人間ですけども、記憶は定かではありませんけれども、56年のときの赤字の繰上充用で、臨時会を開いたというふうに記憶してございます。

今回、私ども繰上充用に関しましては、その後、これは23年ぶりということでこの赤字に関しまして、本当に赤字額に関しまして

は、この額のもつ重みを感じてございますけれども、繰上充用について出納整理期間に色んな市債とか、市税の徴収等も増えるとか、追加で出すいろんな施策があるものですから、このあたりをとにかく全力を挙げて赤字額など発生しないように努力したものの、最終的に繰上充用に至ったと。ただ、この額が確定してないという中で、5月30日の確定を行ってですね、この額で専決処分させていただいたものでございます。

特別交付税が財源かということでございますけれども、これ先ほど他の財源が見込まれないということで、特別交付税を財源にという形で予算を計上してございます。ただ、特別交付税につきましては、私ども要望については、最大限その確保に努めるような要望をしまいたいと思っておりますけれども、それは、そういう形で財源を見ましたけれども、その一方で、先ほど申し上げましたように、20年予算の執行にあたっては、一部経費の執行の抑制とか、様々な努力をしていると、このあたりを、今後きちとした財政健全化計画をもってするということで、このあたりの収支改善を図るための努力をしまいたいと考えてございます。

それから赤字の要因ということでございますけれども、これは、ほかの市税等のさまざまな落ち込みとか、交付税の算定は終わっておりますので、ただこの時点では特別交付税はまだ確定してない状況でございましたけれども、ある程度厳しい状況の中で、国からこの振興公社清算法人の債務を一括返済するという中で、これについてもいろんな財源対応する中で、これが、最終的に対応できなか

ったということでございますので、主な要因としてこれを挙げさせて頂いたところでございます。

●議長林 国夫君 ただいま紫藤議員から質問ございましたが、状況を伺ったもので、今回の赤字を踏まえて、専決については臨時議会を開くべきでないか。こんなお話をしたところでございますが、理事者側の考えは専決で進めていきたいと、こういうお話を伺ったところでございます。

13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 臨時議会を昭和 56 年に開いたとか、小さい声でわからなかったけれども、はっきりと私は、3カ年4カ年の実質収支がマイナスになったときのことを申し上げた。どういう処置をしたのか、きちっと教えてください。どういう扱いだったのか。当初予算に、繰上充用をしたものか、年度ごとに、先例の扱い全部専決でやったような話ししているから私申し上げたんです。違うでしょう。その辺を明確に教えてください。どういうふうな対応をとったのか。

それから、何とか赤字にならないように、ぎりぎりまで努力をされたというか見極めたということですね、確定していないから5月の30日まで。確定するのが5月30日なんです。確定するかどうかを見通して予算は決めるんです。確定してからやるんなら決算だけでいいんですよ。予算でしょう、これは。

一般会計の標準財政規模は約 90 億切っています、我体そのものは160億からあるわけですから、これらの中で1億というのはたいした額ではないのかもしれませんが、しかし、平成20年度08年度の決算から新地

方財政法、財政健全化法適用なるんでしょう。ぴりぴりしてなきゃならんですよ、早期健全化団体になるのかどうなのか。見通しが甘かったのかですね、見通しが積算そのものが誤りがあったのか、見通しが甘かったのか、最初から架空だったのか、その都度議会にかけているんですから予算は。それらについてしっかりと審査をする場を提供していくというのが市長の役割でしょう。

平成18年ですね、地方自治法の改正で、これまで地方制度調査会やら地方六団体等の意向がありまして、さまざまな大改正が行なわれました。この専決の扱いについても、より厳格な扱いということを求められたわけですよ。議会にもですね、臨時議会の招集権、今まではこれは議員の一定の数の求めに応じてやっていたんですけれども、議長が議運に諮って、臨時議会の招集権も議会が持つようになりました。

しかし、それは議会が権限を持つものですよ、権限というのは提案権を持つものなんです。予算は提案権持てないでしょう。市長ご自身一身に専決、専属しているんだから。

だから、先ほど議長が臨時会開くべきではないかとお話しした時に、その範囲で終わるんですよ。見解の相違じゃないですよ、これ。

それと、先ほど議長がご答弁というか経過の報告がございまして、市長サイドからぜひこういう状況で専決になるって話じゃないでしょう。議会側からでしょう。情報をとって、今議長が答弁された内容、改めて市長、事前に説明し協議したと言ったやつ、改めて答えてください。

それから、赤字の要因、どうもこの辺もか

み合っていないんですけど、新聞報道にも対外的にも我々が受けて、07年度一般会計の決算が赤字になったのは何でだと、問われた時に市長がおっしゃるように、公社の借金を繰り上げて払ったこと、国から言われ払わざるを得なかったのが要因ですと、これみんなそろって言わなきゃいけないんですよ。

そうでないと私申し上げているんです。我々何でこの3月の時に補正予算の審査をして、財源はどうかということを確認して議決したじゃないですか。財源はあったでしょう。歳出の膨張を言うんですよ、これは。赤字の要因というのは何だと言ったら。きちっと予算に示しているじゃないですか、膨張じゃないですよ。納得できないですね。

私も3回目ですね。3回しゃべればいいと、済むということですよんじやうのがいつもなんだけれども、それでいいですか。

私が発言すると、いじめているように思われるのかもしれませんが、今、新聞報道受けまして、それまで知らないんだから、我々もこのあんばい悪いというのは、美唄市長さんが職員の皆さんにいろいろ文書流したり、去年からでしょう。2億足りないとか1億7,000万円とか1億4,000万円とか、議長にも1億4,000万円足りないというお話をしておられた。5月の上旬じゃないですか。内部的にはさっき言ったように4月の頭でしょう。我がことのようにみんな心配しているんですよ。なぜそれを議論する場を積極的に提供しようとする姿勢を見せないんですか。そこでどういう結論が出るかわからない。解決策その他ここでやれば朝までかかるからしませんけれども、既に4月に工事

発注しているでしょうたくさん。必要最小限の工事なのかもしれないけれど、とりあえず血を止めるための20年度で、短期でやらなきゃならないことがどういうことがあって、中長期で考えなきゃならんのはこうあるという議会の議論が必要でしょうが。違いますか。意思決定の時に。眠たそうな顔をしているけど、そうではないですか。お答えください。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑に順次お答えします。

過去を調べる中で、一般会計の昭和56年度の赤字決算見込みに対しましては、57年度当初予算で繰上充用金を計上して、6月議会で減額補正していると、以降もこれは、3年4年ぐらいのスパンで解消するというものでしたから、以降も当初予算で計上して減額補正するという経過がございます。

今後ともこれまでの経過とか、法の趣旨を踏まえながら、そのあり方につきまして検討してまいりたいと考えてございます。

私としましては、今回の専決処分に当たりましては、臨時議会を開催するか、専決するか、このあたりは事前に議会に説明したと承知したものですから、このような形をとらせていただいたところでございます。

それから、赤字の要因につきましては、振興公社の清算法人への債務整理、これが、16年から数年にわたって分割の方法でいいという中で道に認められたと。急遽、これが一括返済しないとだめだということが、3月になって道から話し合いの中で指導されたと。この分でいろんな財源対応に苦慮したわけでございますけれども、これについて何か別の

手当てもないかということもご相談しながらまいったわけでございますけれども、最終的にこれは一括返済せざるを得ないという結論に至ったものですから、今回の赤字の要因として、当初見込んでいなかったものですから、赤字の主な要因としてこのことを挙げさせていただいたところでございます。

それから今後、言われるように20年度におきまして、短期的なもの、それから長期的なものを踏まえて、財政健全化計画並びに20年度予算の見直しを徹底して、この赤字解消、早期にするような努力をしてまいりたいと考えてございます。

●議長林 国夫君 紫藤議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

13番、紫藤正則議員。

●13番紫藤政則議員 特に発言お許しいたきましてありがとうございます。

かみ合わないと言うか、見解の相違と言うのか、見解の相違というのはあると思うんです。平和憲法擁護とやはり軍事力が必要だというのはこれは外交問題、防衛問題の見解の相違ですよ。

今回、見解の相違かい。今私が質疑しているのは。専決が妥当かどうかってことを、私は専決になじまないということを申し上げている。先例としてあるのも繰上充用を予算に計上して議会で審査をして決めたという先例がある。見解の相違ですか。これ。

何度も言うけど、赤字の要因、これもかみ合っていないんですよ。同じこと言っているのお互い。赤字の要因は歳入の見積もりの甘さ

か、何らかの理由で確保はできなかったということにあるんでしょう。補正予算の審査というのは、まさに空洞化しちゃうんですよ。

議長、私、発言しながら議事進行なんですけれど、またこれで終わりですから、議会としてこれ皆さん方がいいということになれば、そうなるのかもしれない。今後の展開です。

これ私5月末で赤字になった場合にどうするかということとは、これ有無を言わずその処理をしなきゃいけないんです。繰上充用という処理をしなきゃいけない。その際は、平成20年08年度の歳入をもってあてなきゃいけない。これいいとか悪いとか言ってもらえないです。だから、これやることを反対だという議論にならないんです。私はそう思います。だけど、至る経過の中で対議会の問題ですから、議会として受けとめていただだけませんか。答弁いただいてからで結構ですが。私これ以上発言できませんのでそのことも含めて議事整理をお願いしたいと思います。

●議長林 国夫君 ただいまの紫藤議員の議事進行発言について、議事整理をいたしたいので暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

この場合、市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

専決に関する議会との関係についてであります。今後におきましても議会議論を踏まえ、事前に議会と協議した中で慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、収支不足が主な要因についてありますが、このたびの収支不足は、歳出におきましては、主に振興公社清算法人への債務整理1億4,000万円によるものであります。一方、市税や地方交付税などの歳入が予算見通しのおり確保されず、結果として赤字決算となったものであります。

三位一体の改革の影響など、地方は大変厳しい財政環境の中にありますが、今後、決算統計による分析や地方交付税の算定を踏まえ、自立推進計画の見直し及び財政健全化計画を策定し、財政の健全化を進めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 承認第5号専決処分の承認を求める件（平成20年度美唄市一般会計補正予算（第1号））に対して質疑を行いたいと思います。

最初に申し上げますけれども、私はこの承認第5号の専決処分ということの扱い方についてですけれども、私は先月の28日に所管事務調査の席上で、専決処分ではなくて、あくまでも議会の中で議決する必要があるのではないかということで意見を申し述べたわけですが、所管事務調査でその問題をどうするこうするという場ではありませんので、それ以上のお話はしなかったんですけれども、ただいまの市長のご答弁で了解しているところであります。

私は、いろいろこの問題についてお聞きし

たいこともたくさんあったわけですが、紫藤委員の質疑そしてまた市長の答弁の中でお聞きしましたので、それに重複しない形で2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、振興公社の解散時における土地の所有県数と物件別の価格がどうなっているかということで1点目お聞きしたいと思います。

2つ目が、遊休地といいますか、未整土地があるわけですが、その有効活用について、どのようにお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

振興公社解散時の未整土地につきましては、駐車場第2期用地の1件で帳簿価額は5,908万1,000円となっております。

次に、遊休地の有効活用についてですが、振興公社が解散時に所有していた駐車場第2期用地につきましては、本年3月31日に振興公社から市が購入しており、この土地の立地条件等を踏まえ、現在その活用方法について検討しているところでございます。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 遊休地の有効活用ですが、現在の立地条件を考えながら、活用方法を検討しているということですが、これまで振興公社が所有していて、実際には活用されてこなかったというか、そこを利用する人がいなかったわけですね。それで残っていたわけですが、それを市が購入したという形になっているわけです。

かなり長年にわたって遊休地というか、ほ

とんど活用されないままになっているわけですが、この活用というか、もし、この土地を欲しいと、売却してほしいという人が出て、その売却の価格がいわゆる帳簿価格である5,908万1,000円ですか、それよりもかなり下がるということ、そういう場合に売却するということも私は考えてもいいのではないかと。いつまでも遊ばせておくよりも安い値段であっても欲しいという人があれば、売却するということも考えてもいいのではないかなと思うんですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

今所有している用地が、今の帳簿価格の部分で売却する場合差が出ると、このようなこともありますけれど、私どもは帳簿価格で売りたいところが希望でございますけれども、しかし、それをただ放置するよりもある程度下がっても売却するほうが適切と判断した場合は売却をしたいというふうに考えてございます。

●議長林 国夫君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第5号専決処分の承認を求める件**は原案のとおり承認されました。

これより承認第6号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第6号専決処分の承認を求める件**は原案のとおり承認されました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第18、議案第44号美唄市監査委員条例の一部改正の件及び日程の第19、美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第44号美唄市監査委員条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員が行う決算・証書類等の審査事項に、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記した書類についての審査が加えられたため、本市

においてもこれに準じ、改正を行うものであります。

次は、議案第45号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額が引き上げられたため、本市においてもこれに準じ、改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第44号及び議案第45号の以上2件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第44号及び議案第45号の以上2件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議案第44号及び議案第45号の以上2件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第44号及び議案第45号の以上2件は、総務・文教委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第20、議案第46号平成20年度美唄市一般会計補正予算(第

2号) ないし日程の第23、議案第49号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第46号平成20年度美唄市一般会計補正予算第2号であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,998万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を162億8,406万6,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、農林費に、産地生産拡大プロジェクトとして美唄市農協が実施するグリーンアスパラガスの集出荷貯蔵施設及び生小麦分析計の整備にかかる費用を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上し、財源対応いたしました。

次は、議案第47号平成20年度美唄市老人保健会計補正予算第2号であります。

本件は、前年度の精算に伴い歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,907万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を4億0,790万円とし

ようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、諸支出金に、過年度精算に伴う返還金所要額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上いたしました。

次は、議案第48号平成20年度美唄市介護保険会計補正予算第1号であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ750万円を増額補正し、補正後の予算総額を23億1,256万9,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、保健福祉事業費に、平成16年度から介護予防事業として実施しております転倒予防運動の効果を検証するためにかかる費用を、計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上し、財源対応いたしました。

次は、議案第49号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算第1号であります。

本件は、新たな透析患者の受入に伴い、人工透析センターの改修及び機器整備を行うため補正しようとするもので、

補正内容について申し上げますと、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、医業費用を140万円増額し、

支出予算総額を１４億５，８８１万３，０００円にしようとするものであります。

また、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の、資本的収入予算額に企業債３，０００万円を追加し、資本的収入の計を９，９４４万２，０００円に、資本的支出予算額に建設改良費３，０００万円を追加し、資本的支出の計を９，９４４万２，０００円にしようとするもので、これに伴い予算第９条として企業債を追加し、病院施設改良事業の限度額を３，０００万円にしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました、議案第４６号ないし議案第４９号の以上４件は、大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第４６号ないし議案第４９号の以上４件について一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第４６号ないし議案第４９号の以上４件については、１４人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上

審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、

吉岡文子議員、森川 明議員
五十嵐聡議員、高橋幹夫議員
阿部義一議員、長谷川吉春議員
米田良克議員、白木優志議員
小関勝教議員、土井敏興議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
谷村孝一議員、内馬場克康議員

の以上１４人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第２４、請願第１号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました請願第１号については、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号は産業・厚生委員会に

付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時47分 散会